

1. 商品名	コーラブル定期預金
2. 販売対象	法人
3. 預入期間	3年、4年、5年
4. 預入方法 (1) 預入形態 (2) 最低預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1億円 1千万円
5. 期限前解約権の行使 (1) 権利行使回数 (2) 権利行使可能日 (3) 権利行使の決定 (4) 権利行使有無の通知	預入期間中1回 原則として預入日の1年後の応答日 当行が期限前解約権行使の有無を決定します 期限前解約権行使可能日の5営業日前迄に通知します
6. 払戻方法	期限前解約権行使可能日または満期日に一括して払戻します
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	預入日の2営業日前に約定する固定金利 中間利払（預入日の6ヵ月毎の応答日）毎に支払われます [中間利息] 付利単位を1千万円とし、1年を365日とした日割計算します [満期支払利息] 預入期間中の利息総額から支払済中間払利息の総額を差し引いた金額を支払います 総合課税
8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として中途解約はできません ・当行が止むを得ないと認めて満期日前に解約する場合、違約金をお支払いいただく可能性があります ・元本および適用金利により計算した利息総額から、支払済利息総額および違約金を差し引いた金額を払戻します

9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の中途解約に伴う違約金は、中途解約がなければ存在したと考えられる残存期間について、当行が当該預金と同条件の代替契約を第三者と締結するか、または締結したと仮定した場合に要するいっさいの手数料、費用および損害金を含んでおり、以下の計算方法によって算出します $\text{違約金} = A + B + C \quad (0 \text{ を下回る場合は、これを } 0 \text{ とします})$ <ul style="list-style-type: none"> A. 当行資金調達コスト増加分 [預入金額 × (再調達金利 - 適用金利) × 残存期間] B. 新たに期限前解約権を取得するコスト (期限前解約権行使可能日以前の中途解約の場合) C. その他の手数料、費用、損害金 ・違約金は一般的に以下のような場合に高くなり、結果として元本割れの可能性が高まります <ul style="list-style-type: none"> A. 中途解約時点 (または申込撤回時点) における市場金利が上昇するほど、違約金は高くなります B. 中途解約時点 (または申込撤回時点) から満期日までの残存期間が長いほど、違約金は高くなります C. 期限前解約権行使可能日より前の中途解約は、上記AおよびBの要因に加え、期限前解約権を新たに取得する費用も発生しますので、違約金は高くなります
10. リスクに関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・中途解約により違約金が発生し、大きく元本割れする可能性があります ・当行は預入日の1年後の応答日に期限前解約を行う権利を保有しており、当行が期限前解約権を行使した場合、元本は全額期限前償還され、以降の金利は支払われません ・当行が期限前解約権を行使し、解約代わり金をその時点における市場金利の下で再運用を行う場合、再運用金利によっては当初契約期間の大口定期金利による運用利回りを下回る可能性があります ・当行が期限前解約権を行使せず、定期預金を継続した場合は、貴社にとってその時点での市場実勢金利と比較して、運用利回りが下回る可能性があります。 ・固定金利商品ですので、預入期間中に市場金利が上昇しても、金利上昇メリットの享受はできません ・本商品は、預金保険の対象であり、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本1,000万円までと破綻日までの利息が保護されます。ただし、本商品の利息等については、お預け入れ時における通常の円定期預金 (本商品と同一の期間および金額) の店頭表示金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱店以外での預入れ・払戻しはできません ・違約金は中途解約時の市場実勢により算出されるため、約定時点で中途解約の違約金をご提示することはできません ・定期預金証書の提出の有無にかかわらず、預入日の1年後の応答日または満期日には定期預金の解約を行う規定となっています ・満期日以降の利息は、お支払しません ・金利については、窓口でお問合せください